

神東基署発 0830 第 1 号
令和 6 年 8 月 30 日

関係団体各位

神戸東労働基準監督署長



令和 6 年度（第 75 回）全国労働衛生週間の実施について（協力要請）

平素は、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、関係各界における労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、別添の「令和 6 年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、10 月 1 日から同月 7 日までを本週間、9 月 1 日から同月 30 日までを準備期間として実施されます。

本年度は、

『 推してます みんなの笑顔の 健康職場 』

をスローガンに掲げて、要綱に記載した各種活動を展開してまいります。

つきましては、貴団体におかれましても、本週間の趣旨と実施事項等をご理解いただき、会員事業場等への周知等にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、令和 6 年度全国労働衛生週間実施要綱につきましては、下記二次元バーコードまたはアドレスにアクセスしていただくことでダウンロードすることも可能ですので、必要に応じてご参照ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41775.html

事業者の皆さんへ

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

推してます
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働く職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



- 団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト

「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

- 職場の化学物質管理の道しるべ
「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

- 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



- 腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこち
ら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高年齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働く職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等
(働き方・休み方改善ポータルサイト)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等
(働き方改革特設サイト)

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



- 職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



令和6年 秋の交通労働災害防止運動実施要綱



実施期間

令和6年9月1日～9月30日

趣旨

本運動は、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を実施期間とし、事業者はもとより、行政、業種別労働災害防止団体、業界団体など関係者が一丸となって、交通労働災害による死者ゼロを目指して、県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進することを目的とし、平成18年から実施しています。

兵庫県内の交通労働災害による死者数は、増減を繰り返しながら長期的には減少傾向を示し、この10年余においては死亡者数全体の約2割を占める状況で推移しており、令和5年では、令和4年と同じく5人の労働者が亡くなっています。

また、令和6年5月末現在における死者数については1人と、前年同期の3人よりも2人減少しているものの、未だ死亡災害が発生していることから、引き続き今年度も取組を推進するとともに、それぞれの職場で交通労働災害防止活動の徹底を図ることとします。

対象業種

兵庫県下の全業種を対象とし、特に道路貨物運送業、新聞販売業、社会福祉施設を重点業種とする。



事業場の実施事項

1 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ① 交通労働災害防止に関する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに、管理者に対し必要な教育・研修を実施し、交通労働災害防止のための安全管理体制を確立する。
 - ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
 - ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
 - ④ 適正な労働時間の管理及び走行管理を実施する。
 - ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
 - ⑥ 乗務開始前の点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
 - ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
 - ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。
 - ⑨ 交通労働災害防止に係る交通安全情報マップの作成、ポスターや標語の掲示等交通安全についての意識の高揚を図る。
 - ⑩ 異常気象等への対応、自動車等の走行前点検等、必要な措置を行う。
- (イ) 積雪や路面凍結の情報に注意し、季節に応じた対策を講じる。
- (ウ) 他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行する。



2 道路貨物運送業

(ア) 上記1の「全業種共通事項」

(イ) 次の事項を推進する。

- ① リスクアセスメント(危険有害性の調査及び措置の実施)に取り組む。
- ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

3 新聞販売業

(ア) 上記1の「全業種共通事項」 (1(ア)②、③は事業場の規模に応じて実施)

(イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

(ウ) 高齢者について、十分に配慮する。(被災者の多くを高齢者が占める。)

(エ) 次の事項を推進する。

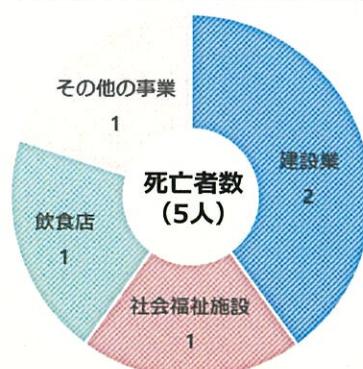
- ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
- ② 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
- ③ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づき適切な指示を行う。
- ④ 「配達時における安全作業のポイント7」を励行させる。

4 社会福祉施設

(ア) 上記1の「全業種共通事項」及び2(イ)①の事項に取り組む。

- (イ) 危険予知による運転を励行し、急の付く動作や速度超過に対する注意喚起を行う。

令和5年 兵庫県内における交通労働災害発生状況

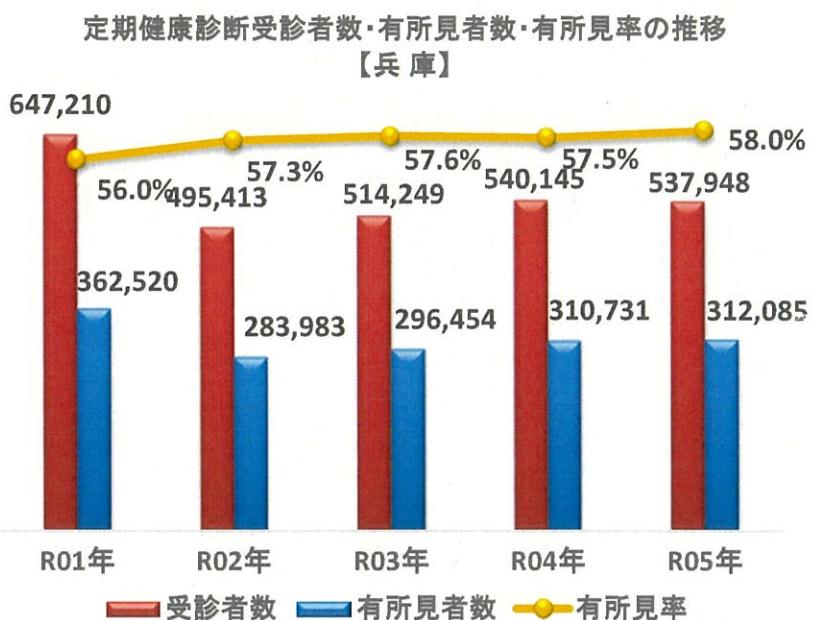


職場の健康診断実施強化月間

実施期間 令和6年9月1日～30日

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、平成25年から全国労働衛生週間準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な啓発に取り組んでいます。

各事業場におかれましては、健康診断と健康診断実施後の事後措置等を適切に実施していただきますようお願いします。



重点事項

● 健康診断の実施

労働安全衛生法に基づき、労働者に対し、医師による健康診断を実施しましょう。また、労働者は事業者が行う健康診断を受けましょう。

● 健康診断実施後の措置

健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置について意見聴取（通常勤務、就業制限、要休業等）を行う必要があります。また、事業者は医師等の意見を踏まえて就業上の措置を講じ労働者の健康保持増進を図る必要があります。

● 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導（日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査・精密検査の受診勧奨治療の受診勧奨等）を受けさせるよう努めましょう。

● 医療保険者と連携した健康保持増進（コラボヘルス）

高齢者の医療の確保に関する法律や健康保険法に基づき、医療保険者から、労働安全衛生法に基づく労働者の定期健康診断結果を求められた際には、健康診断結果を医療保険者に提供しましょう。

医療保険者と積極的に連携し、労働者の健康づくりを効果的・効率的に進めましょう。

粉じん障害防止総合対策推進強化月間

実施期間 令和6年9月1日～9月30日

趣旨

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、9次にわたって総合対策に取り組みましたが、兵庫労働局管内におけるじん肺新規有所見者数は、大幅な減少は認められるものの依然として毎年発生しています。

当局では、昨年6月に「**兵庫労働局第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画**」（令和5年度から令和9年度）を策定し、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講すべき措置」を示すとともに、毎年9月を「**粉じん障害防止総合対策推進強化月間**」と定め、より一層の対策の徹底を推進しています。

重点事項

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆ ずい道等建設工事における粉じん対策
- ◆ じん肺健康診断の着実な実施
- ◆ 離職後の健康管理の推進
- ◆ アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん対策

『粉じん障害防止対策に関する意識高揚と 自主的な粉じん障害防止対策のとりくみを！』

1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、及び保守管理の推進
- ◆ 粉じん保護具着用管理責任者の選任と職務の励行
- ◆ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
- ◆ 作業環境測定の結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化への取組

2 ずい道等建設工事における粉じん対策

- ◆ 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底
- ◆ 元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施



3 じん肺健康診断の着実な実施

じん肺健康診断の実施の徹底及びじん肺有所見者に対する健康管理教育等の推進

4 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分が管理2又は3の離職予定者に対する健康管理手帳交付申請方法等の周知

5 アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

- ◆局排等の適正な稼働並びに検査、点検の実施
- ◆呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆作業環境測定の実施、特別教育の徹底、たい積粉じん対策及び健康管理対策の推進

重点事項	関係団体	事業場
基本的事項	<ul style="list-style-type: none">★会員事業場に対する「講すべき措置」等の周知★講習会・セミナーの開催★月間中のパトロールの実施	<ul style="list-style-type: none">★「粉じん対策の日」の設定★じん肺健診の実施★労働衛生教育の実施
呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底	<ul style="list-style-type: none">★労働者や一人親方を含む関係請負人への法令の各規定に定める措置の周知に関する要請★電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨	<ul style="list-style-type: none">★着用の必要性に関する教育の実施★粉じん保護具着用管理責任者による着用管理★電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
ずい道等建設工事における粉じん対策	<ul style="list-style-type: none">★「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知	<ul style="list-style-type: none">★「ガイドライン」に基づく対策の徹底★粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施★呼吸用保護具の使用（動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る）
じん肺健康診断の着実な実施	<ul style="list-style-type: none">★「じん肺健康診断結果証明書」の適正な作成に関する要請	<ul style="list-style-type: none">★職歴・作業歴の確実な記入などの健診記録の適正な作成と保存★じん肺健康管理実施状況報告の提出の徹底
離職後の健康管理の推進	<ul style="list-style-type: none">★健康管理手帳交付申請制度の周知	<ul style="list-style-type: none">★管理2または管理3の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知★合併症予防の観点から禁煙の働きかけ
アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策	<ul style="list-style-type: none">★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底等の周知	<ul style="list-style-type: none">★局所排気装置等による作業環境の改善★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底★特定粉じん作業への対策

令和6年度全国労働衛生週間スローガン

詳細はこちら（本省HP）

推してます みんな笑顔の 健康職場

